

神奈川県クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画

— 外来生物法に基づく防除の公示に係る資料 —

素案（案）

令和6年●月

目次

1	計画策定の背景と目的.....	1
	（1）背景.....	1
	（2）目的.....	2
2	特定外来生物の種類.....	2
3	防除を行う区域.....	2
4	防除を行う期間.....	2
5	現況.....	3
	（1）生息状況.....	3
	（2）被害の状況.....	4
	（3）これまでの取組.....	5
6	防除の目標.....	7
7	防除の方法.....	8
	（1）防除の進め方.....	8
	（2）捕獲等の実施.....	11
	（3）捕獲個体の取り扱い.....	12
	（4）緊急的な防除.....	13
	（5）傷病獣・錯誤捕獲として捕獲された個体の取扱い.....	13
	（6）捕獲以外の対策.....	13
	（7）モニタリング.....	14
8	合意形成.....	14
9	調査研究.....	14
10	普及啓発.....	14
11	推進体制.....	14
	（1）計画の実施.....	14
	（2）進行管理.....	15
	資料.....	16
	参考資料.....	21

1 計画策定の背景と目的

(1) 背景

クリハラリスは、アジア南部（中国南部からマレー半島）に広く分布しており、このうち、台湾固有のクリハラリスを通称タイワンリスと呼びます。本計画では、タイワンリスを含むクリハラリスを「クリハラリス」として総称します。

クリハラリスは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づく「特定外来生物」に指定され、飼育、保管、運搬、輸入及び野外への放出などが原則として禁止されています。また、特定外来生物は、「特定外来生物被害防止基本方針」（令和4（2022）年9月20日閣議決定）では、「各主体の役割と連携に沿って、また、相互に連携・協力を行いながら、必要に応じ、特定外来生物の防除（捕獲、採取、殺処分、被害防止措置の実施等）を行う。」とされています。



図1 特定外来生物で規制される事項（出典：環境省ホームページ）

神奈川県では、1950年代に鎌倉市や江の島で野生化したものが増加し、2000年代からしだいに県南東部の横須賀三浦地域に分布を広げ、現在ではこれらの地域で高密度になっています。さらに、住宅地に点在する緑地を伝い、分布域が北西側に拡大しつつあります。農作物被害のほか、樹皮剥ぎによる樹木の枯死、電話線がかじられるなどの生活被害などが生じています。また、家屋や庭へ侵入するため、ダニやノミなどを介して人の健康・衛生に問題が生じる可能性があるともいわれています。今後、分布がさらに拡大し、県西部の連続した山塊に侵入した場合、防除が困難となり、生態系への多大な影響が懸念されます。

横須賀三浦地域の各市町では従来から外来生物法に基づく防除が行われていますが、それ以外の地域（分布拡大の最前線地域や未侵入地域）でいかに分布拡大を防止する対策を進め

るかが課題です。例えば、ある地域では防除の体制ができていても、分布域の連続した隣接する地域でできていなければ、そこがクリハラリスの供給源となり、効果的な防除とはなりません。

県全域で効果的な防除を行うには、防除を行う各主体が、クリハラリスについての問題認識（被害の重大性、防除の必要性、早期発見・早期対応の大切さ）を共有し、防除の理解促進を図りながら、広域的な観点で防除を行う必要があります。

（２）目的

令和4（2022）年度の外来生物法の改正で、法的には、都道府県が外来生物法に基づく防除を行う場合に従来必要とされていた「防除実施計画」の作成義務はなくなり、防除事項を公示し、主務大臣に通知することで防除を行うことが可能となりました。しかし、「特定外来生物被害防止基本方針」では、計画的な防除について、「適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標を設定し、防除を円滑に行うため、防除を行う者は、可能な限り防除実施計画を作成し実行する」ことが定められています。また、外来生物法の改正では、都道府県は特定外来生物による生態系等に係る被害防止に必要な措置を講ずる（市町村は「講ずるよう努める」）こと、事業者及び国民はそうした被害の防止に関する施策に協力することも定められました。

こうしたことを踏まえ、県による防除として外来生物法第17条の2第2項に定める公示事項を含む内容等（県の防除の一部を市町村が行う場合の内容等を含む）を定めた神奈川県クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画を策定します。

なお、本計画は、クリハラリスを防除するために市町村が独自に防除実施計画を策定し、国の確認を受けることを妨げるものではありません。

2 特定外来生物の種類

クリハラリス（タイワンリス）*Callosciurus erythraeus* (*Callosciurus erythraeus thaiwanensis*)

3 防除を行う区域

神奈川県全域

4 防除を行う期間

令和6（2024）年4月1日から令和11（2029）年3月31日まで

5 現況

(1) 生息状況

クリハラリスは、1950年代から江の島及び鎌倉市山林内において野生化し、1980年代には鎌倉市全域、2000年代に入ると逗子市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、横浜市南部にまで分布が拡大したとされています。

2000年代に入ってから生息確認のあった記録をまとめると、相模川を越えた西側地域や横浜市北部、川崎市でも記録がありますが、十分な調査はされておらず、正確な生息範囲や個体数は分かっていません。

そのため、生息状況については、今後、防除を進めながら捕獲情報データを蓄積し、把握していく必要があります。

なお、相模川を越えた西側地域で目撃情報や生息確認があった場合、県西部への影響が懸念されますが、令和5（2023）年4月現在、そうした地域での定着（外来種が新しい生息地で、継続的に生存可能な子孫をつくることに成功する過程のこと。）状態は確認されていません。これは、生息確認後に速やかに捕獲を実施できたことが主要な理由として考えられます。

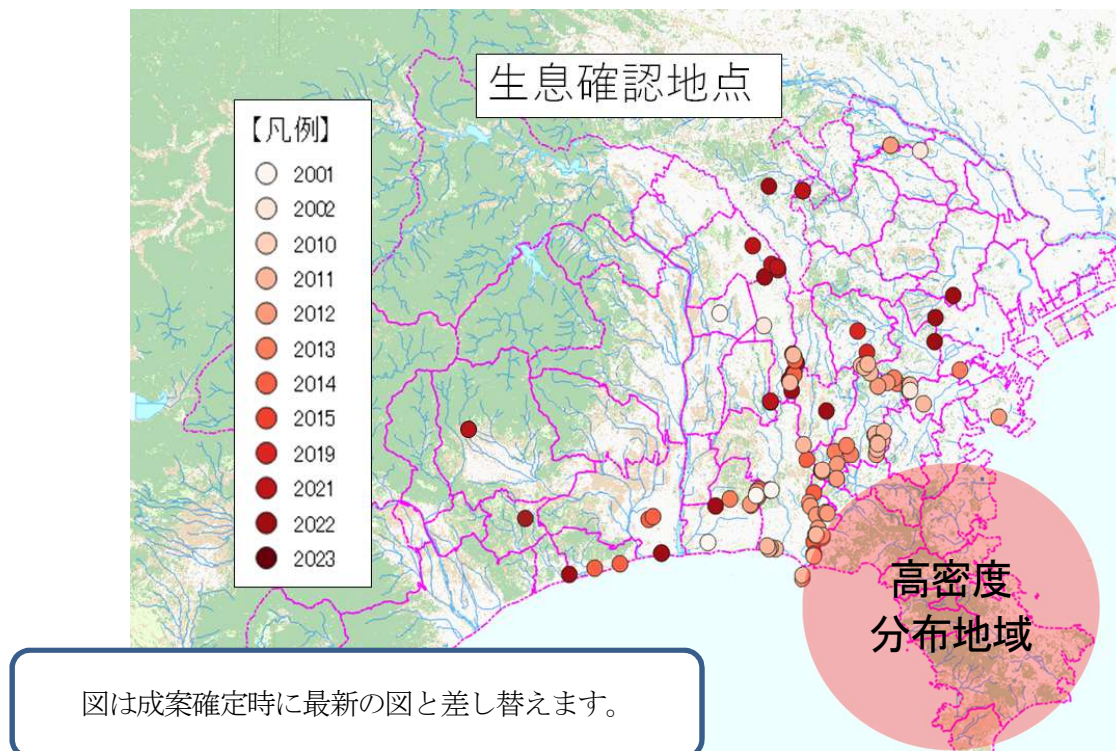


図2 高密度地域以外での生息確認地点（目撃情報のみの地点も含む）
※上記は、県かながわ鳥獣被害対策支援センターが参加している任意団体「クリハラリス情報ネット」からの提供データを元に作成。

(2) 被害の状況

ア 生態系被害

緑地の木々の樹皮が食害されたり、巣材として利用するために剥がされることが原因で、高木などに立ち枯れが発生しています。また、野鳥の巣が襲われるなど繁殖が阻害されることにより、メジロなどの野鳥の数が減少することも危惧されています。

また、県西部の連続した山塊に侵入した場合、防除が困難となり、生態系への多大な影響が懸念されます。特に県西部の地域は在来種であるニホンリス、ムササビ、モモンガの主な生息地ですが、餌や巣場所をめぐって競合が生じることが懸念されます。

イ 生活被害

庭の果実がかじられた、雨戸や戸袋がかじられた、戸袋の中に繁殖用の巣を作られた、庭木の樹皮が剥がされ枯れた、電線や電話線がかじられ電話が不通になった、物干し竿の上を徘徊され洗濯物が汚された、店の商品が食べられたといった被害が発生しています。

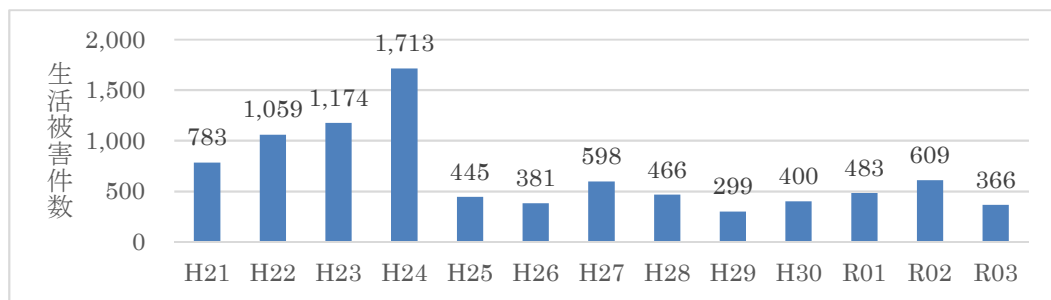


図3 生活被害件数の推移

ウ 農林業被害

柑橘類などがかじられる被害が発生しています。県西部に侵入した場合、柑橘類のみならず他県で生じているような多様な果樹類被害および林業被害が生じ、深刻な経済的損失を起こす可能性があります。

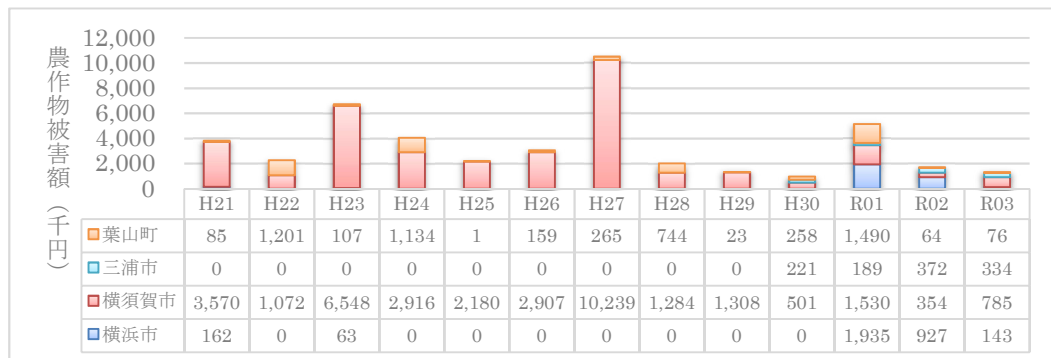


図4 農作物被害額の推移

(3) これまでの取組

ア 市町村による取組

横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町では、各市町で防除実施計画を策定し、外来生物法に基づく防除を実施しています。

その他の市町村においては、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可により捕獲が行われています。

イ 県による取組

「かながわ鳥獣被害対策支援センター」が、分布拡大地域等での捕獲（任意団体である「クリハラリス情報ネット」と連携して実施）や、捕獲技術等の試行・検証を行いました。取組の内容や結果については、参考資料1「県による取組事例」に掲載しています。

■コラム かながわ鳥獣被害対策支援センター

鳥獣被害対策は、「集落環境整備」、「被害防護対策」及び「鳥獣の捕獲」の3つの基本対策を地域が一体となって取り組む「地域ぐるみの対策」が効果的です。

こうした取組を広げていくため、県は平成29年度に「かながわ鳥獣被害対策支援センター」を設置し、市町村や関係機関と連携して効果的な対策の提案、技術支援、効果検証などの支援を行っています。

<業務内容>

地域の実情に応じた対策の提案や対策手法に関する情報提供、対策を実施する際の技術的なアドバイスなど、地域ぐるみの鳥獣被害対策への支援を行います。

また、地域ぐるみの対策を支える人材の育成、新たな対策技術の実用化などを行います。

■コラム 任意団体「クリハラリス情報ネット」

リスの研究者だけでなく行政関係者、学校、NPOなどのメンバーが集まって、広く市民からもクリハラリスの生息情報を収集・共有化し、効果的な捕獲対策につなげるため組織化された団体です。

「かながわ鳥獣被害対策支援センター」もこの団体のメンバーとなっています。

ウ 捕獲状況

横須賀三浦地域の市町（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）では、従来から外来生物法に基づく防除に取り組んでおり、毎年度多くの捕獲実績があります。

横浜市では、平成 20 年代半ばから捕獲数が増加しており、藤沢市及び茅ヶ崎市では、増減がありつつも捕獲が続いています。

また、大和市では、数年前から緑地での生息が確認されており、令和 4（2022）年度から捕獲を行っています。

平塚市では、令和 4（2022）年度に民家の庭でクリハラリスが発見され、速やかに捕獲が行われ、それ以降、市内でクリハラリスの目撃情報はありません。

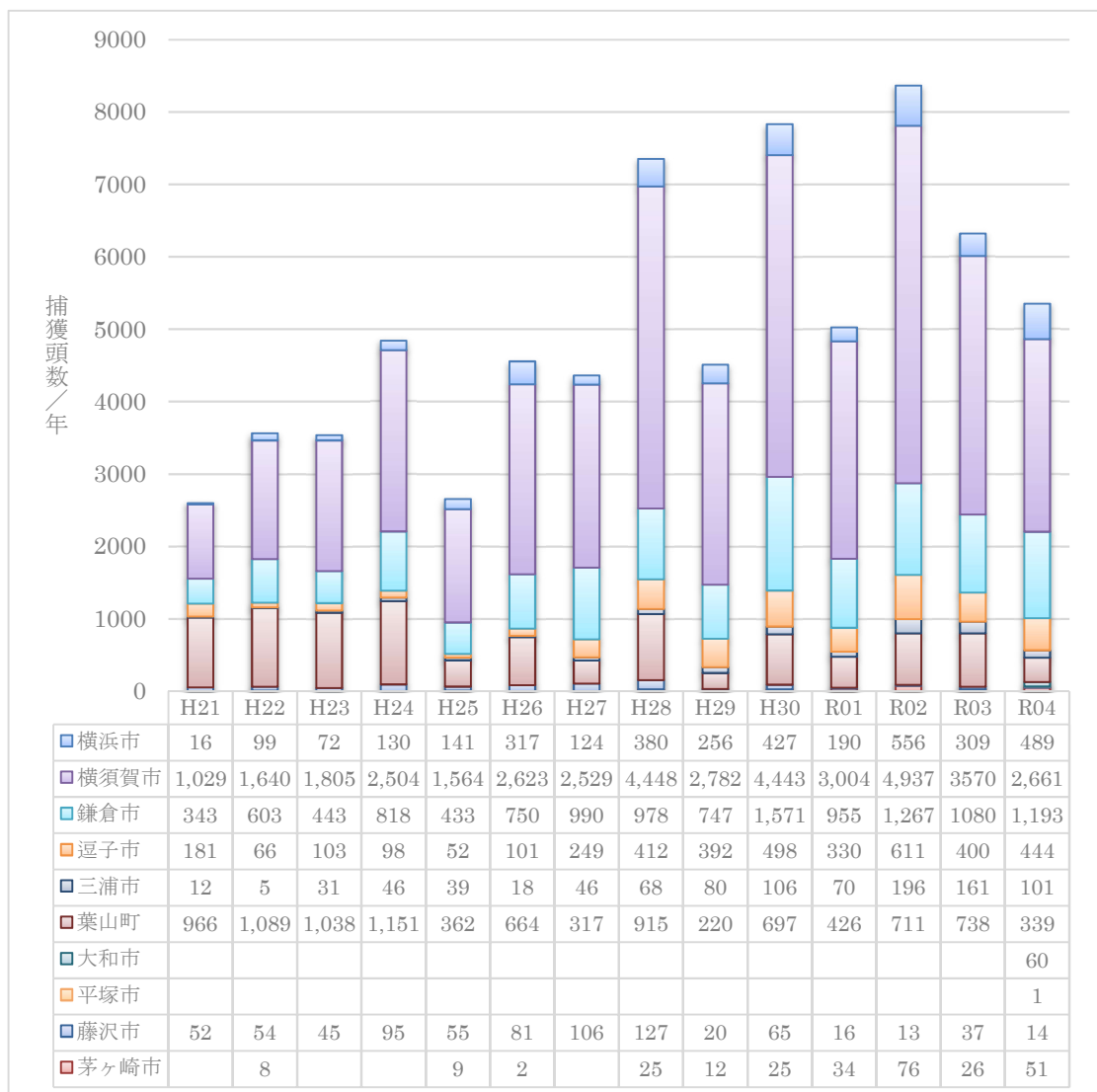


図5 市町村別・クリハラリス捕獲数の推移（狩猟による捕獲を除く）

6 防除の目標

横須賀三浦地域の各市町では従来から外来生物法に基づく防除が行われていますが、それ以外の地域（分布拡大の最前線地域や未侵入地域）でいかに分布拡大を防止するかが課題となっています。

そのため、計画期間における目標は、「分布拡大の防止」とします。さらに、県内の地域を定着段階ごとの区分に分け、各区分に応じた目標（区域目標）を設定し、必要な取組を進めることとします。

なお、人に重傷を負わせるおそれがある場合、希少な動植物に被害が生じるおそれがある場合、その他の緊急時には、そのおそれを取り除くため緊急的な防除を実施することとします。

○目標 : 分布拡大の防止

■コラム 防除にかかる期間

一般的に、定着した特定外来生物の防除には長期間かかるといわれます。国の「外来種被害防止行動計画」には、「基本認識」として次の考え方が示されています。

●外来種被害防止行動計画（環境省、農林水産省、国土交通省 平成 27 年 3 月 26 日策定）（抜粋）

第 1 部第 1 章第 2 節

4 外来種対策を実施する上での基本認識

（省略）

既にまん延した外来種については、多くの場合、当面は根絶の実現性は低いため、まずは有効性の高い、分布拡大の防止及び局所的な根絶、低密度化を実施し、その状態を継続していくことが重要です。このような外来種の対策を実施する場合は、対策の目的を明確化し、それに応じた内容とすることが必要です。また、低密度管理を継続する場合は、継続的にコスト負担をせざるを得なくなるため、根絶と再侵入防止が可能な場合には、根絶させ、再侵入を防止する方が長期的にみればコストを抑えることができる場合もあることを認識する必要があります。

（注）「外来種被害防止行動計画」

…各主体がさまざまな社会活動（各種政策や事業、行動等）に外来種対策の観点を盛り込み、計画的に実施するようしていく（主流化する）ための基本的な考え方、国、地方自治体、民間団体、企業、研究者、国民等の多様な主体が独自もしくは連携して外来種問題に取り組むための行動指針、それらを踏まえた国の行動計画を示すことにより、我が国の外来種対策を総合的かつ効果的に推進し、我が国の豊かな生物多様性を保全し、持続的に利用することを目指すもの。

本県のクリハラリスの防除では、生息密度の高い地域があり、当面は完全排除の実現性は低いと考えられますので、この基本認識のとおり、まずは分布拡大の防止及び局地的な根絶、低密度化を実施し、その状態を継続する必要があります。

7 防除の方法

(1) 防除の進め方

定着段階ごとに区分した区域、目標及び必要な取組は、次のとおりとします。

ア 高密度区域

(7) 対象地域

市町村内の多くの地域でクリハラリスの定着状態が確認され、生息密度が非常に高いと考えられる地域及びその周辺地域。

(横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町)

(4) 区域目標

個体数の削減により、被害の低減を図ることを目標とします。

(5) 必要な取組

この区域の市町では、従来から外来生物法に基づく防除に取り組んでおり、ノウハウも蓄積されていることから、防除の手を緩めず、その取組を継続します。

イ 分布拡大区域

(7) 対象地域

市町村内の一部の緑地など、局所的にクリハラリスの定着状態が確認され、生息密度が高いと考えられる地域及びその周辺地域 (※)。

(横浜市、川崎市、大和市、藤沢市、茅ヶ崎市)

※ 一例として、藤沢市の江の島、片瀬、川名などは古くからクリハラリスが生息し、生息密度が高い地域と考えられます。同様に、横浜市の金沢区や栄区は鎌倉市と山林がつながっており、分布が拡大していると考えられます。

(4) 区域目標

分布拡大の防止を目標とします。

また、孤立した緑地など局所的に定着している定着初期の地域では、当該地域で継続して防除を行うことで、その地域からの完全排除(地域的な根絶)が可能と考えられますので、併せて、地域的な根絶を図ることも目標とします。

(5) 必要な取組

分布拡大の防止には、今まで生息していなかった緑地等に定着状態を作らせないよう、早期発見・早期防除が必要です。そのためには、緑地の管理者や地域住民等から寄せられる情報が重要ですが、目撃者がクリハラリスについて知らなかったり、防除の必要性の理解が進んでいないと、それらしき個体を見かけても情報提供につながらない

ことが考えられます。そこで、ホームページやパンフレット等を活用し、地域住民等に対し、防除の必要性等について普及啓発を行います。併せて、分布状況を解析し、侵入警戒区域に近いエリアから捕獲対策の優先順位を決定します。また、生息密度が高く、分布拡大の核となると考えられる地点では、地域的な根絶を目指して防除を行います。

地域住民等からクリハラリスについての情報が寄せられた場合は、情報を解析し、上記の優先順位に基づき防除を行います。

ウ 侵入警戒区域

(ア) 対象地域

市町村内でクリハラリスの定着状態が確認されていない地域。

(上記ア、イ以外の市町村)

(イ) 区域目標

地域に定着させないことを目標とします。

(ウ) 必要な取組

「分布拡大区域」と同様、ホームページやパンフレット等を活用し、地域住民等に対し、防除の必要性等について普及啓発を行います。

近隣地域からの侵入を監視し、クリハラリスの生息情報があった場合は、防除を行います。

表1 定着段階の区分ごとの目標・取組

定着段階の区分	対象地域	区域目標	必要な取組
高密度区域 (高密度に生息している地域)	横須賀市、鎌倉市、 逗子市、三浦市、 葉山町	被害の低減	・これまでの取組を継続し、防除の手を緩めない
分布拡大区域 (分布拡大の最前線の地域)	横浜市、川崎市、 大和市、藤沢市、 茅ヶ崎市	分布拡大の防止 地域的な根絶	・普及啓発を強化 ・住民の通報に応じて防除 ・分布拡大防止の優先順位に基づくエリアでの防除を実施
侵入警戒区域 (未侵入地域)	上記以外の市町村	地域に定着させない	・普及啓発を強化 ・近隣地域からの侵入を監視し、 生息情報があれば防除を実施

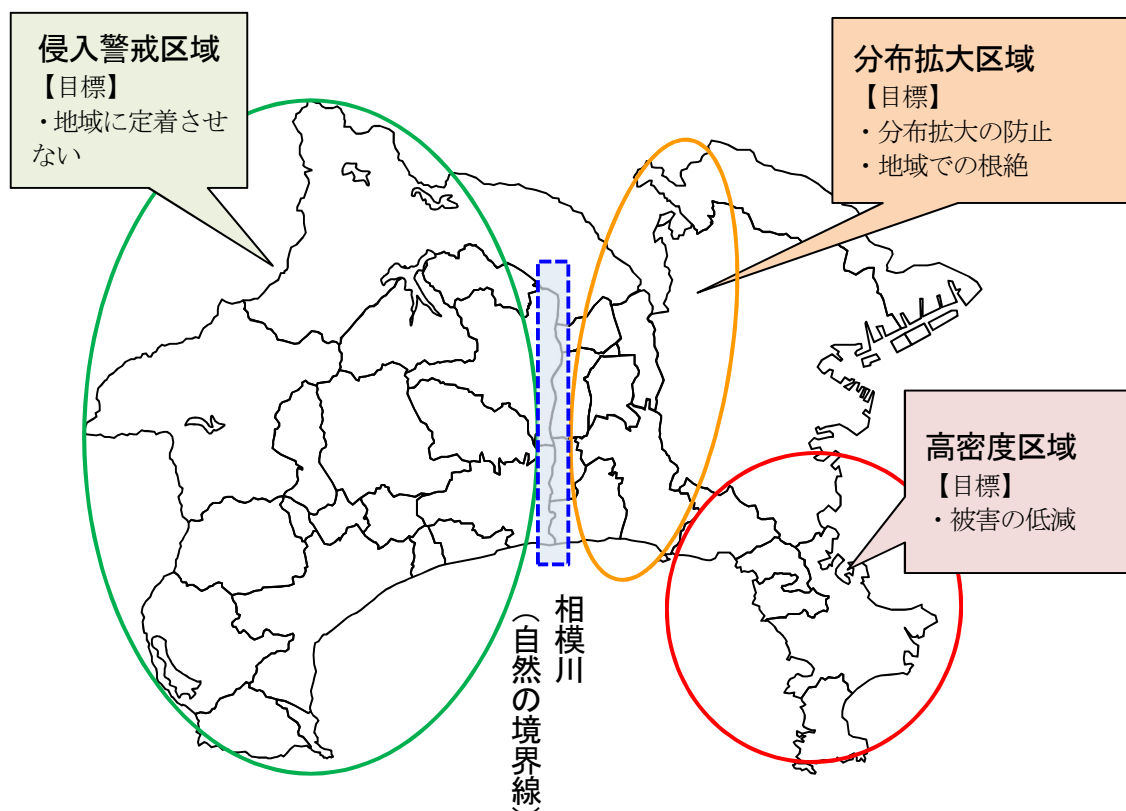


図6 定着段階の区分とそれぞれの目標

(2) 捕獲等の実施

捕獲及び捕獲個体の処理（以下「捕獲等」という。）は、市町村を中心に地域住民等の協力により実施します。

県は、市町村が行う防除の技術的支援を行うほか、分布拡大区域及び侵入警戒区域において、防除のモデルケースを示すことなどによって市町村を中心とした防除が促進されるよう、必要に応じて捕獲等を実施します（モデルケースとして当該地域で県が捕獲等を実施した後は、市町村を中心に地域住民等の協力で防除を行っていただくことを想定しています。）。

特に保護すべき生物の生息する地域での捕獲等は、必要に応じて県が実施するほか、市町村、民間団体等と連携して対応を検討します。

ア 捕獲等従事者

捕獲の実施にあたり、県及び市町村は、捕獲を行う地域ごとに捕獲等に従事する者（以下「従事者」という。）に従事者証（様式2）を発行し、従事者数、従事者とその担当区域、狩猟免許の有無等をまとめ、従事者台帳として管理します（様式3）。

捕獲等を実施する場合には、あらかじめ捕獲等を行う地域の市町村に捕獲方法及び処分方法等を届け出る必要があります（様式1）。

市町村は、届出内容が適当と認めた場合には、届出者等を従事者とし、わなの設置期間や捕獲頭数等必要な報告を求めます。

イ 捕獲方法

鳥獣保護管理法に従い、同法で定められた禁止または制限された猟法は用いません。

原則として、わな猟免許所持者がはこわなを使用し実施します。

ただし、従事者が適切な捕獲及び安全に関する知識及び技術を有していると認められる団体又は個人については、免許非所持者を従事者に含めることができます。

なお、捕獲等の際には、資料Ⅱ「捕獲等の際の留意事項」を遵守することとし、従事者に周知徹底します。



図7 はこわなによる捕獲

(3) 捕獲個体の取り扱い

ア 処分の方法

捕獲した個体は、できる限り苦痛を与えない方法（二酸化炭素による処分）により殺処分し、焼却等により適切に処理します。



図8 二酸化炭素による殺処分

イ 譲渡し

捕獲個体の譲渡しについては、外来生物法施行規則第22条の規定及び国の「特定外来生物防除実施要領」に従い、次のとおりとします。

捕獲個体の飼養等（飼養、保管又は運搬。以下「飼養等」という。）をしようとする者に譲渡しをする場合は、譲渡しの相手方が、外来生物法第4条第2号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者又は外来生物法第5条第1項の規定に基づく飼養等の許可を受けている者（生業の維持の目的で許可を有する者にあつては、譲り受けた個体を保管する事業を行う者に限る。）である場合に限り、行うことができます。

ここでいう「外来生物法第5条第1項の規定に基づく飼養等の許可を受けている者」とは、学術研究、教育、展示、その他公益上必要と認められる目的で飼養等の許可を取得している者のほか、生業の維持目的で許可を取得した者のうち自身で譲受けた個体を処分（加工、堆肥化のために一時的に生きたまま扱うなど）する目的で許可を受けた者を想定しており、生業の維持目的で譲受けた後に自身で飼養等する者や、生きたまま他の者に譲渡し・引渡しする者は含まれません。なお、以下の要件をすべて満たせば、「その他公益上必要と認められる目的」として許可を取得できる場合があります。

<要件>

- 飼養等の許可後の取扱方法に関し、「野外での散歩不可」といった規制内容や終生飼養が原則であることについて、許可申請者が十分理解していること。
- 次の事項を飼養等許可の条件として付すことを許可申請者が了承すること。
 - 飼養等をするのできる数量の上限を定めること。
 - 不妊去勢手術等の繁殖制限措置を実施すること。

- 特定外来生物の譲渡元から、防除で捕獲した個体である旨等の譲渡の経緯を明らかにした証明書を得ること。
- マイクロチップを基本に、許可を受けていることを明らかにする措置を講じること。
- 一年に一回など一定期間ごとに、引取りをされた個体の飼養等の状況（例えば、個体の大きさ、重量の情報、取扱いの状況及び当該内容を示した写真）について主務大臣に報告すること。
- 地方公共団体等からの要請があった場合、許可を受けた上限までの頭数については積極的に引き取ること。

（４）緊急的な防除

県は、人に重傷を負わせるおそれがある場合、希少な動植物に被害が生じるおそれがある場合その他の緊急時には、そのおそれを取り除くため緊急的な防除を実施します。

実施に当たっては、「（２）捕獲等の実施」及び「（３）捕獲個体の取り扱い」のとおり取り扱うこととします。

（５）傷病獣・錯誤捕獲として捕獲された個体の取扱い

クリハラリスが傷病獣として保護又は錯誤捕獲により捕獲された場合は、「（２）捕獲等の実施」に準じて手続等を行い、捕獲された個体が放野されることがないように、「（３）捕獲個体の取り扱い」のとおり取り扱うこととします。

（６）捕獲以外の対策

防除は、捕獲とあわせて生息環境管理及び被害予防対策を行うことが重要です。

地域住民等は下記の対策を行うよう努めるとともに、県や市町村は捕獲以外の対策の重要性等について普及啓発に努めます。

ア 生息環境管理

農地及び人家周辺にクリハラリスを近づけないために、地域住民等が連携し、地域ぐるみで誘引要因の除去を徹底します。

具体的には、農地周辺ではクリハラリスの餌場としないよう農地に取り残し野菜や果実を放置せず、適切な処分を行うとともに、人家周辺においては屋外に生ごみ等を放置しない、庭の果実類は収穫・管理する等適切な環境管理を行うこととします。

また、人やペットへの感染症伝搬、人馴れによる生息域の拡大、繁殖力向上による個体数増加など多くの問題を引き起こすため、餌付けは行わないようにします。

イ 被害予防対策

地域住民等が主体となって被害地への侵入を防止します。

具体的には、農地において防護柵やネットを設置することや、家屋において侵入口をふさぐこと等の対策を講じます。

また、クリハラリスは樹の枝を伝い移動するため、農地や住宅の侵入経路となりそうな枝を剪定することで、被害を軽減することができます。

(7) モニタリング

県及び市町村は連携して、捕獲数や捕獲に関する情報を集積します。

市町村は、毎年度、クリハラリスの目撃情報、設置したわなの位置、個数、設置期間、捕獲数等の捕獲状況、捕獲個体情報、被害状況、対策の実施状況等を把握し、県に報告します。

県は、市町村からの報告による情報をとりまとめ、分布状況、捕獲状況を把握し、市町村にフィードバックすることで、より効果的な防除を推進します。また、必要に応じて大学、研究機関等の協力を得て、情報の分析を行います。

8 合意形成

合意形成を図りながら防除事業を進めることを目的として、学識経験者、関係団体等で構成する神奈川県鳥獣総合対策協議会及び同協議会外来生物等対策専門部会を設置しています。防除事業の進行管理、防除実施計画の見直し等に際しては、当協議会及び専門部会において議論し、決定します。(構成員、開催状況等は参考資料2「合意形成の協議・検討の経緯及び結果」のとおり)。

9 調査研究

県は、効果的な防除手法の検討や、生息実態及び被害実態を把握するための分析等について、大学、試験研究機関等の協力を得て調査研究を行います。

10 普及啓発

県及び市町村は、講習会の開催やパンフレット、ホームページなどを活用し、クリハラリスの問題や防除の必要性などについて、わかりやすい情報発信に努め、防除に対する県民の理解と協力の促進を図ります。

また、県は、防除実施計画の実施状況、モニタリング結果等をホームページ等により公表し、防除事業の周知に努めるものとします。

11 推進体制

(1) 計画の実施

計画の実施にあたっては、県及び市町村を防除主体として、地域住民等と協力して実施し

ます。

県及び市町村の役割分担は、次のとおりとします。

ア 県

- ・ 市町村が行う防除も含めた広域的な防除実施計画を策定するとともに、市町村が行う防除の技術的支援を行います。
- ・ 本計画に基づき、必要に応じて捕獲等の防除を進めます。
- ・ 広域的な防除を推進する観点から、各市町村の生息情報や防除の実施状況を集約し各市町村で共有できるよう、生息状況や捕獲情報などデータの集積に努め、市町村にフィードバックし、防除の一助とします。
- ・ 関係する市町村間で連携・協力して防除に取り組むことができるよう、既存の鳥獣保護管理の情報交換の場などを活用し、連携・協力を図ります。

イ 市町村

- ・ 本計画に基づき、関係者の合意形成を図りながら、捕獲等の防除を進めます。
- ・ 捕獲数や捕獲に関する情報を記録します（様式4）。

(2) 進行管理

県は、必要に応じて、モニタリング結果等を神奈川県鳥獣総合対策協議会外来生物等対策専門部会に報告し、同部会において効果検証を行います。

県及び市町村は、その効果検証の結果を事業に反映するよう努めるとともに、本計画の目標や防除方法等について大幅な変更が必要な場合には、県は本計画を見直します。

資料

I 捕獲等に係る事務手続について

- ・神奈川県タイワンリス（クリハラリス）防除実施計画に基づく捕獲等届出書（様式1）
- ・神奈川県タイワンリス（クリハラリス）防除実施計画に基づく従事者証（様式2）
- ・神奈川県タイワンリス（クリハラリス）防除実施計画に基づく捕獲等従事者台帳（様式3）
- ・神奈川県タイワンリス（クリハラリス）防除実施計画に基づく捕獲実施記録（市町村報告用）（様式4）
- ・タイワンリス（クリハラリス）の目撃情報（様式5）

II 捕獲等の際の留意事項

III 各主体の役割分担

I 捕獲等に係る事務手続について

アライグマ防除実施計画に準ずる内容とするため、今回は省略。

II 捕獲等の際の留意事項

捕獲等の際には、次の事項に留意して行います。

1 捕獲方法等

(1) 錯誤捕獲、事故の防止

- ・ 設置したはこわなによる錯誤捕獲（意図しない鳥獣種の捕獲）や事故を防ぐため、(5)に記載の巡視により錯誤捕獲及び事故の発生がないことを確認すること。
- ・ 錯誤捕獲があった場合は、速やかに放逐すること。
- ・ 鳥獣の場合で負傷や死亡していた場合は、鳥獣保護管理法の担当行政機関に連絡すること。ただし、特定外来生物である鳥獣又は鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲の許可を受けている鳥獣にあつては、放獣されることのないよう適切な対応に努めること。

(2) 事前周知

捕獲等の際には、事前に関係する地域住民等へ周知し、捕獲実施方法等について理解を得るよう努めること。

(3) 書類携帯

従事者は、防除活動を行う際は、外来生物法に基づく防除を実施していることを証する書類（従事者証（様式2））を携帯するとともに、第三者に「防除の公示のページ」（※）を示せる状態にしておくこと。

※国の定める「特定外来生物防除実施要領」において、「防除の実施に当たっては、第三者に『防除の公示のページ』を示せる状態にしておくこと」が求められています。

➤ 「防除の公示のページ」（環境省ホームページ）

<https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/index.html>

(4) 猟具の表示

捕獲に使用するはこわなには、猟具ごとに、わなの表面に、外来生物法に基づく防除のための捕獲である旨、対象とする特定外来生物の種類（クリハラリス）並びに、実施者の住所、氏名又は名称及び電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うこと。ただし、猟具の大きさ等の理由で猟具ごとに標識を装着できない場合は、猟具を設置した場所周辺に立札等の方法で標識を設置する方法によることもできる。

(5) 巡視

従事者は、設置したわなについて、設置場所を一日一回は巡視すること。

(6) 鳥獣に関する扱いの事項

- ・ わなに餌を入れて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うこと。
- ・ 鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施すること。

(7) 鳥獣保護管理法に関する事項

※ 原則として、はこわなを使用することとしているため適用されない項目もあります。

- ・ 鳥獣保護管理法施行規則（平成14年環境省令第28号）第10条第3項第10号から第13号までの規定により禁止された捕獲は行わないこと。
- ・ 鳥獣保護管理法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこと。
- ・ 鳥獣保護管理法第35条第1項に基づき指定された特定猟具使用禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟具による捕獲は行わないこと。
- ・ 鳥獣保護管理法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による捕獲は行わないこと。

2 感染症に対する予防

クリハリスは、人に感染する可能性のある病原体を媒介することも考えられるため、捕獲した個体の取扱いには、次のとおり予防等を行い、十分注意します。

- ・ 捕獲した個体を取り扱う際には、革手袋の着用等によりケガを防ぎます。
- ・ 捕獲に使用した道具は使用後に消毒等を行います。
- ・ 取扱い後は、手を十分洗います。
- ・ かまれたり、ひっかかれたりした場合には、傷口を石鹸と水で洗い流し、医療機関を受診するなど適切な措置をとります。

Ⅲ 各主体の役割分担

	捕獲等	捕獲以外の対策	モニタリング 調査研究	その他
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行う防除の技術的支援 ・緊急的な捕獲 ・その他必要に応じた防除 ・従事者の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲数、捕獲に関する情報の集積 ・防除手法の検討、生息実態、被害実態把握 ・市町村へフィードバック 	<ul style="list-style-type: none"> ・合意形成 ・関係する市町村間での連携・協力を図る ・防除実施計画の策定、見直し、変更
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲等の実施 ・従事者の育成 ・従事者証の交付、台帳の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲数、捕獲に関する情報の記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・合意形成
従事者	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲等の実施 			
地域住民等		<ul style="list-style-type: none"> ・生息環境管理、被害予防対策 		

参考資料

I 県による取組事例

II 合意形成の協議・検討の経緯及び結果

III その他

以降、今回は省略。

「I 県による取組事例」の記載内容は、かながわ鳥獣対策支援センターによる取組を掲載予定。

「□ 合意形成の協議・検討の経緯及び結果」は、神奈川県鳥獣総合対策協議会、同協議会外来生物等対策専門部会の委員名簿、会議開催経過を記載する予定。

「□ その他」は、県民の理解を助ける説明資料を掲載する。掲載事項については検討中。